

令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合早期退職者募集実施要項

1 趣 旨

この要項は、一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年栃木県市町村総合事務組合条例第 33 号。以下「退職手当条例」という。）第 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、45 歳から 59 歳までの職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、退職手当条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、令和 6 年 3 月 31 日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げ（繰上げ）について当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げる（繰り上げる）ものとする。

3 募集人数

早期退職者募集人数は 3 人とする。

4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は 6 月 20 日（火）午前 8 時 30 分から 7 月 14 日（金）午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 早期退職者募集の対象となる職員は、退職日において、退職手当の計算対象となる勤続期間が 20 年以上で年齢 45 歳以上 60 歳未満の職員とする。
- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。
 - ① 退職手当条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者
 - ② 法律により任期を定めて任用される者
 - ③ 退職手当条例第 8 条の 6 第 2 項第 2 号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - ④ 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手續

- (1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、上記4(1)の期間内に、応募申請書(別紙様式第11号)を所属長宛て提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下申請書(別紙様式第12号)を所属長宛て提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、9月下旬とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- (1) 応募が当募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 早期退職者募集に関する問い合わせ先

南那須地区広域行政事務組合 総務課総務係
電話 0287-83-0021